

第1号議案

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

氏名 合 澤 憲一郎

住所

氏名 神 林 寿 人

住所

氏名 椎 木 紀 子

住所

氏名 田 中 法 斉

住所

氏名 永 間 逸 男

住所

氏名 栴 田 忍

住所

氏名 宮 本 篤

住所

令和6年2月21日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

人権擁護委員の候補者として合澤憲一郎氏、神林寿人氏、椎木紀子氏、田中法齊氏、永間逸男氏、枡田忍氏及び宮本篤氏を適任者と認め推薦したので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため、この議案を提出する。

「参 照」

人権擁護委員法

第6条第3項 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。